

第 19 節の 2 形態 7-2

(網構成)

第 91 条の 2 当社の N P S 交換機と直接協定事業者網との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第 91 条の 3 N P S 交換機接続インタフェース仕様は技術的条件集別表 21. 34 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 91 条の 4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

注) N T T 東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。  
N T T 西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。